

第2次生物多様性ふなばし戦略策定に係るスケジュール等について

1. 第2次生物多様性ふなばし戦略の策定について

生物多様性ふなばし戦略は、生物多様性基本法第13条に規定される、生物多様性地域戦略にあたるものです。現行の生物多様性ふなばし戦略の対象期間が、2026年度（令和8年度）までであることから、2027年度（令和9年度）からを対象期間とした、第2次生物多様性ふなばし戦略（以下、第2次戦略とします。）を新たに策定します。

船橋市環境審議会では、船橋市環境基本条例第27条の規定にされる市長からの諮問を受け、第2次戦略の策定について調査審議いただきます。

●生物多様性基本法 抜粋

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

●船橋市環境基本条例 抜粋

第27条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

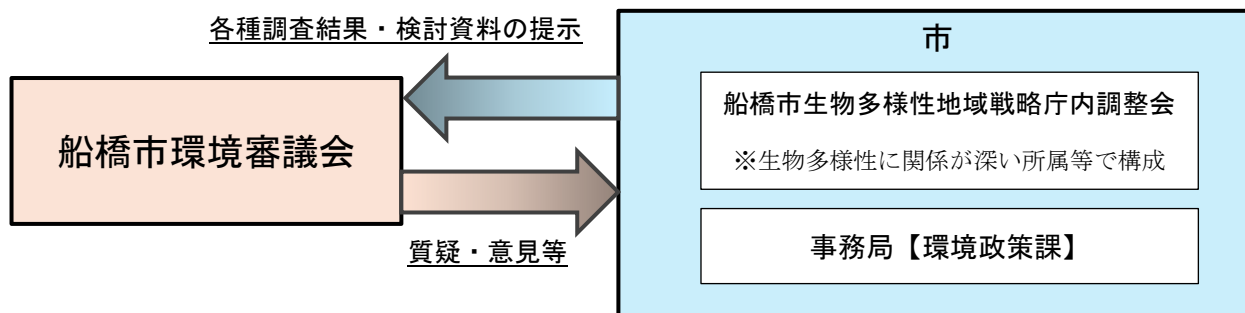
2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

2. 策定体制

第2次生物多様性ふなばし戦略（以下、第2次戦略とします。）の策定は、「船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会（以下、庁内調整会とします。）」によって庁内での調整を図りながら、「船橋市環境審議会」で調査審議いただき、進めていきます。



3. 策定スケジュール

以下に策定スケジュールを示します。基本的には、庁内調整会等で検討・確認した資料を環境審議会に提示し、環境審議会にて調査審議いただきます。

表 3-1 庁内調整会と環境審議会のスケジュール

時期	2026 年										2027 年		
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
庁内調整会	①	②		③		④		⑤			⑥		
環境審議会	①		②		③	④		⑤				⑥	

表 3-2 環境審議会の開催時期と議題（予定）

番号	開催時期	議題
①	3 月 24 日 (本日)	(1) 第2次生物多様性ふなばし戦略策定について（諮問） (2) 第2次生物多様性ふなばし戦略策定のスケジュールについて (3) 第2次生物多様性ふなばし戦略の策定方針（案）について (4) 各種アンケート調査の実施結果について
②	5 月中旬	(1) 前回環境審議会での意見と対応結果 (2) 船橋市の生物多様性の現状と課題について (3) 短期目標の設定について (4) 施策体系・個別の施策について
③	7 月上旬	(1) 前回環境審議会での意見と対応結果 (2) 短期目標の設定について（2回目） (3) 施策体系・個別の施策について（2回目）
④	8 月下旬	(1) 前回環境審議会での意見と対応結果 (2) 第2次生物多様性ふなばし戦略（原案）について (3) 進行管理について
⑤	10 月下旬	(1) 前回環境審議会での意見と対応結果 (2) 第2次生物多様性ふなばし戦略（素案）について (3) パブリックコメントの実施方針について
	12 月中旬～1 月中旬	パブリックコメント
⑥	2 月上旬	(1) パブリックコメント意見への対応方針について (2) 第2次生物多様性ふなばし戦略（案）について (3) 生物多様性ふなばし戦略行動計画について